

生産緑地地区の変更について

生産緑地地区制度について

生産緑地地区



市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する優れた農地を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的として指定

生産緑地地区に指定



行為の制限

農地以外の用途への転用は認められない

生産緑地の制度について



生産緑地の解除は原則不可

- しかし・・・
- ①指定の告示日から起算して30年が経過した場合
 - ②主たる農業の従事者が死亡した場合
 - ③主たる農業の従事者が農業に従事させることを不可能にさせる故障をした場合

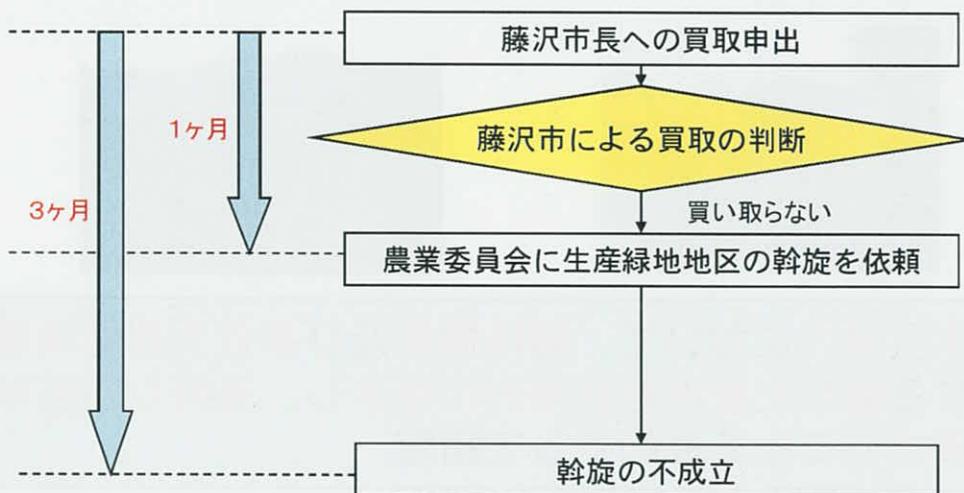


買取申出（生産緑地法第10条）

藤 沢 市 長

生産緑地の制度について

買取申出による行為制限解除までの流れ（市が買い取らない場合）



生産緑地法上の行為制限解除
農地以外の土地利用が可能

本日より報告する内容

変更を予定している箇所(13箇所)

買取申出にかかる箇所(10箇所)

公共施設等の用に供したことに伴う箇所(1箇所)

追加指定にかかる箇所(2箇所)

藤沢都市計画
生産緑地地区の変更
○買取申出によるもの

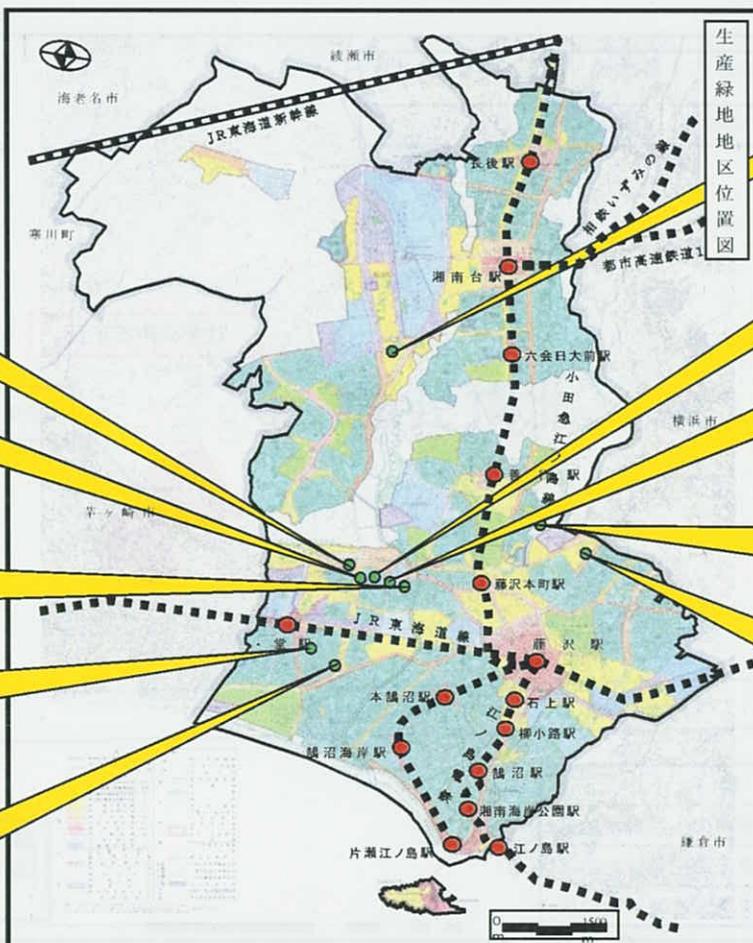
箇所番号365
城南五丁目
(廃止)

箇所番号372
羽鳥三丁目
(廃止)

箇所番号629
羽鳥四丁目
(廃止)

箇所番号433
辻堂元町三丁目
(縮小)

箇所番号561
辻堂元町四丁目
(廃止)



箇所番号236
石川一丁目
(廃止)

箇所番号613
羽鳥四丁目
(廃止)

箇所番号376
羽鳥四丁目
(廃止)

箇所番号533
立石一丁目
(縮小)

箇所番号345
西富字西原
(廃止)

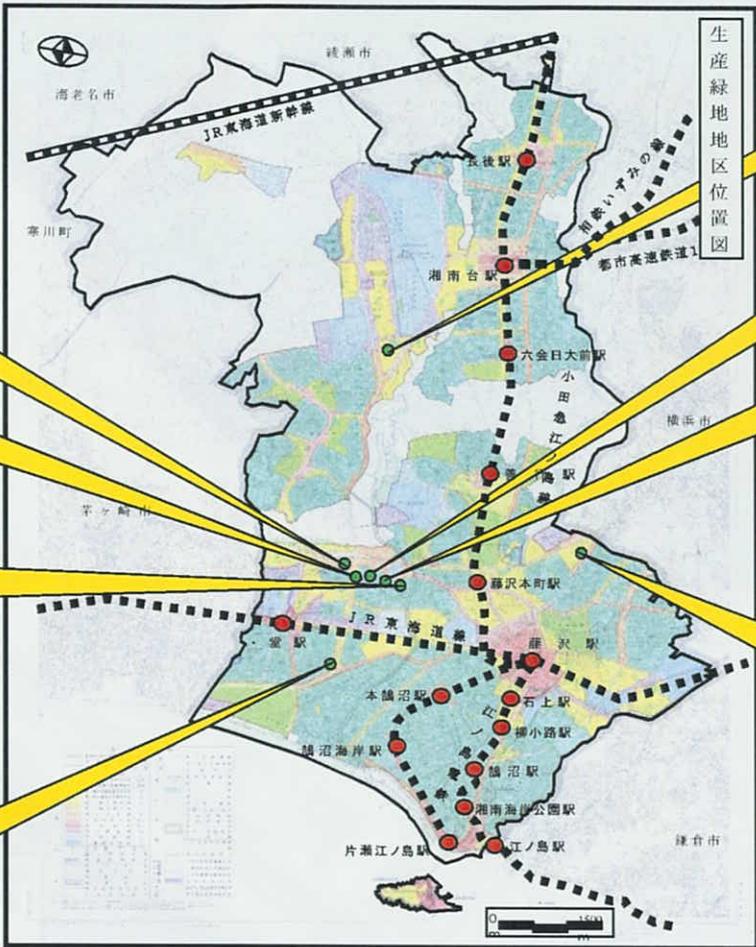
藤沢都市計画
生産緑地地区の変更
○買取申出によるもの

箇所番号365
城南五丁目
(廃止)

箇所番号372
羽鳥三丁目
(廃止)

箇所番号629
羽鳥四丁目
(廃止)

箇所番号561
辻堂元町四丁目
(廃止)



箇所番号236
石川一丁目
(廃止)

箇所番号613
羽鳥四丁目
(廃止)

箇所番号376
羽鳥四丁目
(廃止)

箇所番号345
西富字西原
(廃止)



箇所番号	農地の所在地	面積(m ²)	備考(従前の面積(m ²))
345	西富字西原地内	—	2,095

